

派遣社員のみなさまへ

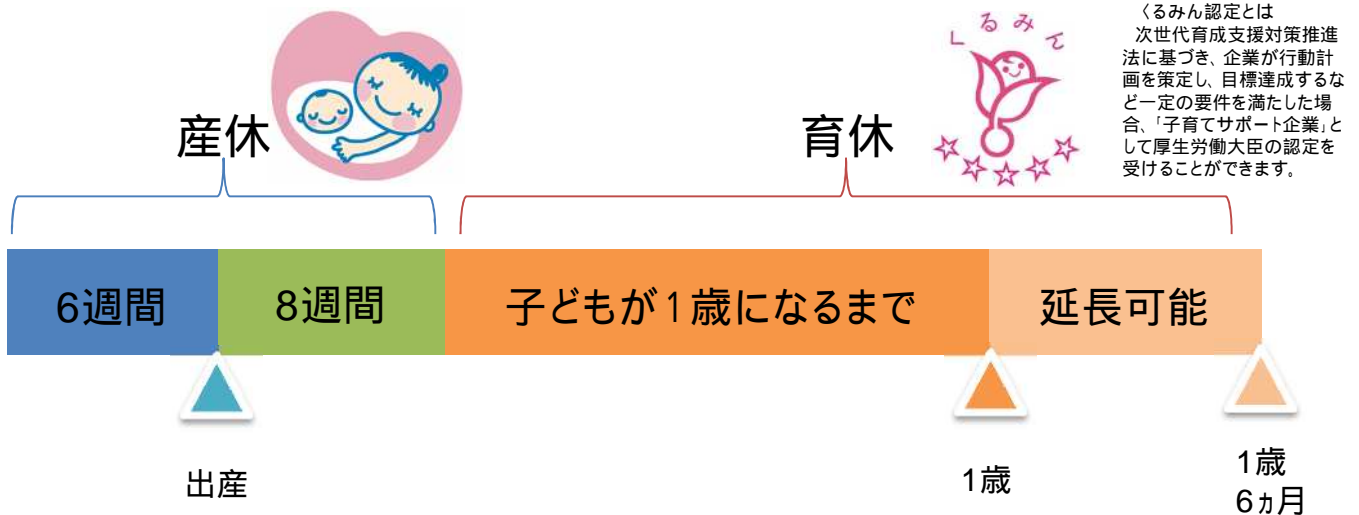
わたしたちは子育てをしながら働きたい 派遣社員のみなさまを応援いたします！

「3ヵ月更新だから・・・」「派遣先が変わってしまったから・・・」等で取得できない
と思いませんか？

派遣社員も産休や育休が取得できます！

今後もわたしたちは育児と仕事を両立するみなさまのライフスタイルをサポートします！

妊娠・出産・育休などを理由とする雇止め等は禁止されています。



産休について

雇用形態にかかわらず
取得が可能です

産休開始日まで雇用契約が続いておりますか？

産前休業

出産予定日の6週間前から、
請求すれば取得できます。

産後休業

出産の翌日から8週間は、
就業できません。

育休について

一定の要件を満たすことで取得が可能です

- 1 同一の派遣元事業主に引き続き1年以上雇用されておりますか？
- 2 子ども1歳の誕生日以降も引き続き雇用されることが見込まれておりますか？
- 3 子ども2歳の誕生日の前々日までに、労働契約の期間が満了しており、かつ、契約が更新されないことが申出時点で明らかになっておりませんか？

すべてを満たすことがポイント！

産休中・育休中いずれも社会保険料が免除になります。

詳細は厚生労働省ホームページまで

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/23.html>



一般社団法人 日本人材派遣協会